

事業系の資源物・ごみ

(事業活動に伴って出た資源物とごみは、**自己処理**が原則です)

少量のみ

有料

事業者は、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をすること」が法律及び条例で義務付けられています。自己処理ができない場合は、許可を受けた民間の廃棄物処理業者に処理を委託してください。なお、家庭ごみの収集に支障がない範囲の**少量ごみ**であれば、区が**有料**で収集を行っています。

● 区が集積所に出す時の事業系の資源物とごみの出し方

1. 事業系有料ごみ処理券の購入

事業系の資源物・ごみは全て**有料**です。ごみ処理券を必ず購入し、貼って出してください。袋の容量にあったごみ処理券を選んでください。

【お買い求め先】 墨田区内の商店・コンビニエンスストア・スーパーなどの取扱店、すみだ清掃事務所

※必ず **墨田区**の券を購入してください。他区の券は使用できません。



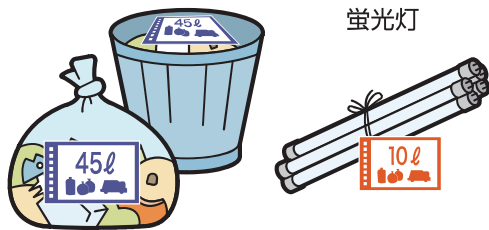
料金は右表のとおりです。
(令和5年10月現在)
なお、すみだ清掃事務所では、1枚単位で購入ができます。

| | | | |
|----------------|------------|---------|--------|
| 事業系有料 ごみ処理券 | 小・10リットル券 | 1セット10枚 | 870円 |
| | 中・20リットル券 | 1セット10枚 | 1,740円 |
| | 大・45リットル券 | 1セット10枚 | 3,910円 |
| | 特大・70リットル券 | 1セット 5枚 | 3,045円 |

2. 事業系有料ごみ処理券 (事業者名を記名) を貼って区が集積所へ

家庭から出る資源物・ごみと同じように分別をして、中身の見える袋またはフタ付きの容器に入れて、**収集日当日の朝8時まで**に出してください。

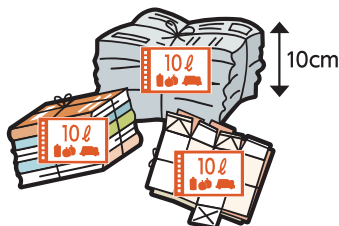
燃やすごみ・燃やさないごみ



- 袋と同じ容量のごみ処理券を袋に貼って出してください。
- 容器に入れて出す場合は、ごみの一番上に紙などをかぶせ、その紙に中のごみ量に見合ったごみ処理券を貼ってください。
- 蛍光灯は、120cm程度で5本につき、10ℓのごみ処理券を1枚貼ってください。

資源物

新聞・雑誌・紙パック・雑がみ



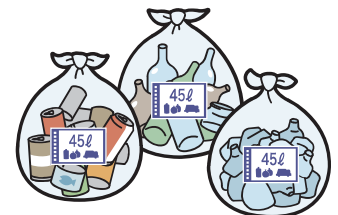
- 高さ10cmにつき10ℓのごみ処理券を1枚貼ってください。

段ボール



- 2枚につき10ℓのごみ処理券を1枚貼ってください。

缶・びん・ペットボトル



- 品目ごとに分けて袋に入れ、袋と同じ容量のごみ処理券を貼ってください。

❗ **事業系の粗大ごみは区で収集できません。許可を受けた民間の廃棄物処理業者に処理を委託してください。委託先が不明な場合は、すみだ清掃事務所 ☎03-3613-2228 にお問い合わせください。**

古紙
〔新聞・段ボール・紙パック・雑誌・雑がみ〕

集団回収

缶・びん・ペットボトル・食品トレー

イベント回収

拠点回収
〔電池・廃食油・小型家電〕

燃やすごみ

燃やさないごみ

粗大ごみ

家電リサイクル法対象品目

区で収集することができないものについて

事業系の資源物とごみの出し方について

品目別 (五十音順) 分け方早見表

各種ご相談について

墨田区のごみと3Rについて

不法投棄 持ち去り禁止 施設のご案内

地域別 収集曜日一覧 AIサービス

事業系有料ごみ処理券の交換と払い戻し

令和5年10月1日以降の
事業系有料ごみ処理券



- 令和5年10月1日に料金を改定しました。平成29年10月改定の事業系有料ごみ処理券は、令和5年11月1日以降はご使用になれません。すみだ清掃事務所にて、差額をお支払いいただくことで新しい券と交換できます（平成29年10月改定の事業系有料ごみ処理券に限りません。）。
- 事業系有料ごみ処理券は、原則として払い戻しできませんが、区外移転等で不要になってしまった場合は、すみだ清掃事務所にご相談ください。

問合せ先・・・すみだ清掃事務所（本署） ☎ 03-5608-6922

ご家庭とお店から出る資源物とごみは分けて出してください

ご家庭とお店が一緒の場合、お店から出る資源物・ごみには、必ず**有料ごみ処理券を貼ってください。**



事業系資源物の
リサイクル



「エコチャ!」のご利用を
「エコチャ!」は、事業系リサイクルシステムです。
資源物をごみ処理コストより安価にリサイクルします。

【問合せ先】

R団連すみだリサイクル協同組合 ☎ 03-3613-6481

許可を受けた民間の廃棄物処理業者に委託する場合のお願い

廃棄物は、法律の中で「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに区分されます。

産業廃棄物とは…事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどあらゆる事業活動に伴うもの13種類と、特定の事業活動に伴うもの7種類の計20種類の廃棄物をいいます。

詳しくは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をご確認いただくか、東京都環境局へお問い合わせください。

一般廃棄物とは…産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。

また、一般廃棄物は「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられており、「家庭廃棄物」は公共処理、「事業系一般廃棄物」は事業者の責任において自己処理または処理業者に委託をして処理をすることとなっています。

事業活動に伴って生じた廃棄物を民間の廃棄物処理業者に委託する場合は、**排出する廃棄物の収集・運搬や処分の許可を受けている業者**に委託しなければいけません。

許可を受けていない業者へ委託をしていた場合は、排出事業者も法令違反に問われる可能性もあります。そのため、廃棄物処理業者に委託する際は、必ず許可を受けていることを確認のうえ、委託をするようお願いいたします。

また、区の収集・民間の廃棄物処理業者の収集どちらも集積所から収集された段階で事業者責任がなくなるのではなく、最終処分されるまでは事業者責任がありますので、ご注意ください。